

京都市告示第 476 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 30 年 12 月 25 日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市立楽只浴場，京都市立錦林浴場及び京都市立養正浴場	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町 119 番地の 1 都総合管理株式会社	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（京都市立楽只浴場にあつては，平成 31 年 9 月 30 日）まで
京都市立壬生浴場及び京都市立久世浴場	京都市伏見区黒茶屋町 631 番地の 9 明日香・京都保全管理共同企業体	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
京都市立三条浴場，京都市立崇仁第二浴場及び京都市立崇仁第三浴場	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町 119 番地の 1 都総合管理株式会社	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（京都市立崇仁第三浴場にあつては，平成 32 年 3 月 31 日）まで
京都市立辰巳浴場及び京都市立改進黨場	京都市下京区綾小路通柳馬場東入塩屋町 60 番地の 2 株式会社ワン・ワールド	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(都市計画局都市企画部都市総務課)